

## 市内で転居・戸籍異動される方へ(転居者チェックリスト)



★お手続きに関する注意事項を記載していますので、必ずお読みください。  
 ★ご自身の内容に当てはまる項目に☑を記入していただき、市民課での審査後、☑欄の担当課にご相談ください。

チェック	対象者	事務及び手続内容など	担当課 (窓口番号)
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード (個人番号カード) または住基カードを お持ちの方	・新住所の記載等、更新の処理が必要です。カードを持参して、市民課窓口へお越しください。(暗証番号が必要です)  ※マイナンバー通知カードをお持ちの場合、記載内容に変更があっても修正はしません。(番号に変更はありませんので、紛失されないようお気をつけください)	市民課 (1-13) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされている方	・印鑑登録証をお持ちの方は、市内での転居手続後、そのままご使用できます。	市民課 (1-11)(12) 市役所1階 及び各支所
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入・受給されている方	・日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則、住所変更のお届けは不要です。 マイナンバー未収録の方、諸般の事由で住民票住所と違う場所にお住まいの方、成年後見を受けている方等は、奈良年金事務所へお問い合わせください。 ・上記以外の国民年金に関することについては、担当課でおたずねください。	保険年金課 国民年金係 (2-21) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入されている方	・保険証等に記載した住所が変わりますので、交換が必要です。 ・住所変更に伴い、これから国民健康保険に加入される方、やめる方も手続が必要です。 ・世帯構成の条件により、高額療養費の該当回数が変わる場合があります。  ・国民健康保険税に関することは、保険税係(2-22)でおたずねください。	保険年金課 給付係 (2-23) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入されている方	・住所変更の手続きをしてください。	保険年金課 医療係 (2-24) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成を受給している方	・受給資格証の記載住所を変更しますので、受給資格証を持参してください。	市役所1階
<input type="checkbox"/>	多量ゴミのある方	・日常のゴミ収集に出さずに、直接清掃センターまで持ち込んでください。	清掃センター TEL53-3463 九条町 11番地2
<input type="checkbox"/>	新たにゴミの収集が必要な方	・一般家庭の燃えるごみは週2回の収集となっています。 ・詳しくは清掃センター(TEL53-3463)でおたずねください。	清掃センター TEL53-3463 九条町 11番地2
<input type="checkbox"/>	し尿のくみ取りが必要な方	・詳しくは衛生センター(TEL56-2279)でおたずねください。	衛生センター TEL56-2279 本庄町 316番地
<input type="checkbox"/>	犬を飼っておられる方	・一緒に転居される場合は、住所変更等の手続が必要です。 ・飼主が変わる場合は、飼主変更の手続が必要です。	環境政策課 (4) 市役所2階
<input type="checkbox"/>	当市公園墓地を使用されている方	・住所等の変更手続が必要です。	市役所2階
<input type="checkbox"/>	児童手当・児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている方	・転居の手続が必要です。 ・その他、詳しくは担当課でおたずねください。	子育て支援課 給付係 (4-41) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成を受給している方	・受給資格証の記載住所を変更しますので、受給資格証を持参してください。	子育て支援課 給付係 (4-41) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成を受給している方		

次のページへ続きます

<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、介護手当を受給されている方	・手帳の住所変更手続きをしてください。 ・その他、詳しくは担当課でおたずねください。	障害福祉課 (7-71) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちの方	・65歳以上の方、または40歳から64歳までの要支援・要介護の認定を受けておられる方は、窓口までお越しください。	介護福祉課 (5-51) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	お子さまが市立小・中学校への転学手続きが必要な方	・転居手続き後、担当課で手続きをしてください。	学校教育課 (6) 市役所2階
<input type="checkbox"/>	図書館利用者カードをお持ちの方	・図書館利用者カード及び新住所の確認できるものをお持ちの上、図書館カウンターまでおこしください。	図書館 (DMG MORI やまと郡山城ホール内) TEL55-6600
<input type="checkbox"/>	水道の使用停止と使用開始の必要な方	<p>・水道の使用停止(閉栓)の届出は、あらかじめ希望日の前開庁日までに届出をお願いします。 (注)閉栓の届出をしないと、いつまでも料金(基本料金)がかかりますのでご注意ください。</p> <p>・水道の使用開始(開栓)の届出は、あらかじめ希望日の前開庁日までに届出をお願いします。 (注)開栓の時に蛇口等が開いたままになっていると、水道メーターが回り続けますので、不在の場合はご注意ください。 ・受水槽を設置したマンションなどに住んでいる方は、管理人に連絡してください。</p> <p>【受付時間】月曜日から金曜日：8時30分～17時15分 /土曜日：9時～17時(祝日及び年末年始は受付できません) 【届出方法】上下水道部お客さまセンターへお電話もしくは来庁にてお申し込みください。</p>	上下水道部 お客さまセンター (上下水道部庁舎内) TEL53-3661 植槻町 6番10号
<input type="checkbox"/>	上記の項目を熟読し、該当項目を確認しました。 異動日や世帯構成に関しましては、住民異動届の記載に間違いありません。		

これで終了です。お疲れさまでした。

名称	所在地	電話番号
矢田支所	矢田町4547番地	52-3404
平和支所	若槻町4番地4	52-2346
治道支所	横田町261番地1	56-3085
昭和支所	馬司町331番地56	56-0015
片桐支所	小泉町105番地1	52-3001

大和郡山市役所 市民課  
北郡山町248番地4  
TEL 0743-53-1151 内線 311~314

住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑証明の発行や納付書による納税ができます。ご利用ください。

◎元気城下町プラザ(イオンモール大和郡山 2階)  
TEL:85-5522

業務時間:午前10時~午後7時(土日祝日可)

◎元気城下町ぷらっと(アピタ大和郡山店 2階)

TEL:55-3322

業務時間:午前9時~午後7時(土日祝日可)